PTN201/007

FICT 指定化学物質リスト

2023年11月10日 第2版 制定

FICT

The Future is Interconnected

目 次

1. 含有禁止物質 3

表 1 ：含有禁止物質 3

表 1a：アゾ染料・顔料から生成されるアミン類 10

表 1b：オゾン層破壊物質 10

表 1c：ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品 15

表 1d：フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6) 15

表 1e：含有禁止の除外用途 17

表 1f ：多環芳香族炭化水素(PAH) 18

表 1g：欠番 18

表 1h：ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) 18

表 1i ：発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）の含有禁止基準 19

2．含有報告物質 21

表 2 ：含有報告物質 21

3．含有管理物質 44

表 3 ：含有管理物質 44

表 3a：臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外) 45

4．製造時使用禁止物質 47

表 4 ：製造時使用禁止物質 47

【 用語の定義 】

含有　：化学物質が納入品に含まれること。
製造工程に起因する添加、充填、混入を含む。

含有率　：化学物質の濃度。単位は[ppm](質量比。1ppm は百万分の一）または[wt%](質量比。1wt%は百分の一)等を用いる。
（各指定化学物質における含有率算出の考え方は、各表の注釈を参照すること）

意図的添加　：化学物質を特定の特性、外観、または品質をもたらすために、含有率に係わらず、納入品の形成時に故意に使用すること。
不純物および製造工程中の付着・混入・生成は意図的添加に含まれない。

素材　：特定の使用目的をもって特定の位置に配置、形成されており、使用目的を達成する上でそれ以上分割できない納入品を構成する各々の均一材料、または均一と見なせる複合材料

不純物　：天然原料中に含まれ、工業材料として製造される過程で除去しきれない物質

調剤　：複数の物質からなる混合物または溶液（例：接着剤、めっき液、塗料）

納入品　：FICT株式会社（以下、「当社」）製品の構成部材
（材料・部品・ユニット・付属品等）または OEM/ODM製品および包装材等

化学品　：化学物質及び／又は混合物

化学物質　：天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物

混合物　：二つ以上の化学物質を混合したもの

成形品　：製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの

電気電子機器　：正しく作動するために電流または電磁場に依存する機器、およびかかる電流および電磁場を発生、伝導、測定するための機器であって、交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルトを越えない定格電圧で使用するよう設計されたもの(RoHSⅡ指令 2011/65/EU より)

構成成形品　：製品を構成する最小単位の成形品
例）chemSHERPA(*1)記載の成分情報で、Article フラグ(*2)がついた成形品
*1) chemSHERPA：アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が提供する製品含有化学物質の情報伝達共通スキームhttps://chemsherpa.net/
*2) Article フラグ　：chemSHERPA における EU REACH 規則のSVHC 分母に相当する、Article を識別する区分

1. 含有禁止物質

表１：含有禁止物質

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
001	アスベスト類 Asbestos	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		REACH規則「制限」
002	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines	① 意図的添加禁止 ② 素材質量における含有率が30ppm以下であること	アゾ染料・顔料のうち、アゾ基の還元切断により表1aのアミン類が生成されるものが対象。人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある皮革・繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
003	カドミウム／カドミウム化合物 Cadmium/Cadmium Compounds	① 意図的添加禁止 ② 素材質量におけるｶﾄﾞﾐｳﾑ含有率が100ppm以下であること ＜包装材の場合＞ 上記①かつ、素材毎に4物質（注釈２）それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること	除外用途：表1e 054項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	REACH 規則「制限」 RoHS 指令 中国 RoHS
004	六価クロム化合物 Chromium (VI) Compounds	① 意図的添加禁止 ② 素材質量におけるクロム含有率が1000ppm以下であること ＜皮膚と接触する皮革製品、また皮膚と接触する皮革部材の場合＞ 上記①かつ、皮革の合計乾燥重量当たり3ppm未満であること ＜包装材の場合＞ 上記①かつ、素材毎に4物質（注釈２）それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること	054 項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	RoHS指令 中国RoHS
005	鉛／鉛化合物 Lead/Lead Compounds	＜電気電子機器＞ ① 意図的添加禁止 ② 素材質量における鉛含有率が1000ppm 以下であること。但し、熱硬化性または熱可塑性コード/ケーブルの被覆は300ppm 以下であること ＜包装材の場合＞ 上記①かつ、素材毎に4物質（注釈２）それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること ＜上記以外＞ 上記①～②且つ 子供が口に入れる可能性がある場合は、部品質量における鉛含有率が500ppm未満であること	除外用途：表 1e 054 項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない 子供が口に入れる可能性がある場合とは、1寸法が5cm未満、あるいはそのサイズで着脱可能または突出部位がある場合	REACH 規則「制限」 RoHS 指令中国 RoHS カリフォルニア州法「プロポジション65」
006	水銀／水銀化合物 Mercury/Mercury Compounds	① 意図的添加禁止 ② 素材質量における水銀含有率が1000ppm以下であること ＜包装材の場合＞ 上記①かつ、素材毎に4物質（注釈２）それぞれの含有率の合計が100ppm以下であること	除外用途：表1e	REACH 規則「制限」 RoHS指令 中国RoHS

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
007	オゾン層破壊物質 （CFCs、HCFCs、HBFCs、四塩化炭素等） Ozone Depleting Substances (CFCs, HCFCs, HBFCs, Carbontetrachloride, etc.)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	詳細物質：表1b	ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ議定書EC No.2037/2000 EC No.1005/2009
008	PFOS／PFOS類縁化合物 PFOS and PFOS-related substances	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 下記の含有率・含有量以下であること ・素材における含有率：0.1wt% ・化学品における含有率：0.001wt% ・コーティングされた素材における含有量：1ug/m^2		POPs規則
009	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類） Polybrominated Biphenyls (PBBs)	① 意図的添加禁止 ② 素材質量における含有率が1000ppm以下であること		RoHS指令 中国RoHS
010	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類） Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	電気電子機器 ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 素材質量における含有率が1000ppm以下であること		RoHS指令 中国RoHS
		電気電子機器以外(包装材含む) 成形品質量における含有率が500ppm以下であること		POPs規則
011	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）および特定代替品 Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	例：表1c	POPs規則
012	ポリ塩化ターフェニル類（PCT類） Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	① 意図的添加禁止 ② 素材質量における含有率が50ppm以下であること		REACH規則「制限」
013	短鎖塩化パラフィン類（C10-C13） Shortchain Chlorinated Paraffins	① 意図的添加禁止 ② 素材質量における含有率が1000ppm以下であること		POPs規則 スイス法 ノルウェー法
014	三置換有機スズ化合物(TBTOを除く) Tri-substituted organostannic compounds (except for TBTO)	部品質量におけるスズ含有率が1000ppm以下であること		REACH規則「制限」
015	トリブチルスズ＝オキシド（TBTO） Tributyl Tin Oxide (TBTO)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 REACH規則「制限」
016	フマル酸ジメチル (DMF) Dimethylfumarate (DMF)	① 部品質量における含有率が0.1ppm以下であること		REACH規則「制限」
017	ジブチルスズ化合物 (DBT) Dibutyltin compounds (DBT) CAS No 624-49-7	① 部品質量におけるスズ含有率が1000ppm 以下であること		REACH規則「制限」

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
018	ジオクチルスズ化合物（DOT）Dioctyltin compounds (DOT)	① 部品質量におけるスズ含有率が1000ppm 以下であること	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合と、2成分室温硬化ﾓｰﾙ ﾄﾞｷｯﾄとして使用される場合に適用	REACH規則「制限」
019	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6) Fluorinated greenhouse gases (HFC, PFC, SF6)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	詳細物質：表1d 密閉式で対象物質の回収スキームが確立されている場合を除く	EU規則 No.842/2006
020	ホルムアルデヒ Formaldehyde	① 意図的添加禁止 ③ 素材質量における含有率が75ppm以下であること	織物製品およびその部品に使用される場合のみに適用054 項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない。	ｵｰｽﾄﾘｱ法、 ﾘﾄｱﾆｱ法
021	リン酸トリス(2,3- ジブロモプロピル) (TRIS)Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate CAS No 126-72-7	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
022	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA)Tris（1-aziridinyl）phosphine oxide CAS No 545-55-1	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品に使用される場合のみに適用	REACH規則「制限」
023	ポリ塩化ナフタレン （塩素原子数が1以上） Polychlorinated Naphthalenes (more than 1 chlorine atom)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 POPs規則
024	ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
025	アルドリン Aldrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
026	ディルドリン Dieldrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
027	エンドリン Endrin	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
028	DDT Chlorophenothane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
029	クロルデン類 Chlordanes	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
030	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又はN,N'- ジキシリル- パラ-フェニレンジアミン N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine and N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
031	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール 2,4,6-tri-tert-butylphenol	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
032	トキサフェン Toxaphene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
033	マイレックス Mirex	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
034	ケルセン（ジコホル） Kelthane (Dicofol)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 トルコ法
035	ペルクロロブタ-1,3-ジエン Hexachlorobutadiene (HCBD) CAS No. 87-68-3	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 米国 有害物質規制法（TSCA）
036	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2- イル)-4,6- ジ-tert- ブチルフェノール (UV-320) Phenol,2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethlethyl)-; 2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol (UV-320)	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
037	ペンタクロロベンゼン Pentachlorobenzene	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
038	α-ヘキサクロロシクロヘキサン α-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
039	β-ヘキサクロロシクロヘキサン β-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
040	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-Hexachlorocyclohexane	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
041	クロルデコン Chlordecone	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
042	ニッケル(CAS No 7440-02-0)／ニッケル化合物 Nickel/Nickel Compounds	① ステンレス鋼、ニッケル合金及びニッケルめっきとしての使用禁止	以下を対象とする。 ①完成品としてのｷｰﾎﾞｰﾄﾞ 及びﾏｳｽの最外装面 ②ﾉｰﾄPCのﾊﾟｰﾑﾚｽﾄ及び携帯電話の筐体の最外装面 ③ﾀｯﾁﾊﾟﾈﾙ式液晶ﾊﾟﾈﾙの最外装面	REACH規則「制限」
043	多環式芳香族炭化水素(PAH) Polycyclic aromatic hydrocarbons	① 意図的添加禁止 ② 下記の含有率以下であること ・ゴムまたはプラスチック構成部品毎に 0.0001wt%	詳細物質：表1f 人体の皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間で繰り返し接触する、下記部位に使用されるゴムまたはプラスチック構成部品のみに適用 ①ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ及びﾏｳｽの最外装面 ②ﾉｰﾄPCのﾊﾟｰﾑﾚｽﾄ及び携帯電話の筐体の最外装面 ③ﾀｯﾁﾊﾟﾈﾙ式液晶ﾊﾟﾈﾙの最外装面 054 項 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	REACH規則「制限」

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
044	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩、および PFOA 関連化合物 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts. and PFOA-related compounds	＜成形品・混合物＞ ①意図的添加禁止 ②成形品質量中または混合物中において ・25ppb以下であること。 ・PFOA関連化合物（注釈3）の場合、1つまたはその組み合せで1000ppb以下であること	除外用途：表1e	REACH規則「制限」
045	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) Hexabromocyclododecane	＜成形品＞ ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ③ 素材質量における含有率が0.01wt%以下であること ＜化学品＞ 含有率が0.01wt%以下であること	詳細物質：表1h	POPs規則
046	エンドスルファン Endosulfan	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法
047	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）(DEHP) Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)	＜電気電子機器＞ ① 意図的添加禁止 ② 素材質量における含有率が1000ppm以下であること ＜電気電子機器以外(包装材含む)＞ ①意図的添加禁止 ②可塑化された材料中（注釈4）において、4物質それぞれの含有率の合計が1000ppm未満であること		RoHS指令
048	フタル酸ブチルベンジル (BBP) Butyl benzyl phthalate (BBP)			
049	フタル酸ジ－ n －ブチル (DBP) Dibutyl phthalate (DBP)			
050	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)			
051	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル Pentachlorophenol, Pentachlorophenol-salts, Pentachlorophenol-esters	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		化審法 トルコ法
052	二塩化コバルト Cobalt dichloride	＜シリカゲルおよびその他化学品＞ 含有率が 0.01wt%未満であること		REACH規則「制限」
053	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール；ビスフェノール A 4,4'-isopropylidenediphenol;bisphenol A CAS No. 80-05-7	＜感熱紙＞ 感熱紙中の含有率が 0.02wt%未満であること		REACH規則「制限」
054	発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs） 詳細：表 1i Certain substances classified as carcinogenic, mutagenic or toxic for reproduction (CMR substances)	①意図的添加禁止 ②素材質量における含有率が別表 1i の閾値未満であること	本項は、通常または合理的に予見可能な使用条件下において、衣服および履物と同程度で人間の皮膚と接触するテキスタイルに適用される	REACH規則「制限」
055	デカブロモ-1,1′-オキシビス(ベンゼン) Bis(pentabromophenyl)ether (decabromodiphenyl ether; decaBDE) CAS No. 1163–19–5	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	以下の場合には、本項は適用しない。 ・再生プラスチック由来の含有で、且つ本表 010 項の条件を満たす	米国 有害物質規制法（TSCA）

No	物質名（英語名を正式とする）	含有禁止基準	備考	主な引用法律
056	リン酸イソプロピルフェニル，PIP(3:1) Phenol, isopropylated, phosphate (3:1), PIP(3:1) CAS No. 68937-41-7	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	以下の場合には、本項は適用しない。 ・接着剤およびシーラント用途（2025 年 1 月 5 日まで） ・潤滑油およびグリース用途 ・再生プラスチック由来の含有	米国 有害物質規制法（TSCA）
057	ペンタクロロチオフェノール Pentachlorothiophenol (PCTP) CAS No. 133-49-3	成形品質量における含有率が 1wt%以下であること		米国 有害物質規制法（TSCA）
058	9～14 個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCAs）、その塩およびC9-C14 PFCA 関連物質 Perfluorocarboxylic acids containing 9 to 14 carbon atoms in the chain (C9-C14 PFCAs), their salts and C9-C14 PFCA-related substances	成形品質量中または混合物中において ・C9-C14 PFCA 及びそれらの塩の合計で 25ppb 未満であること ・C9-C14 PFCA 関連物質の合計で 260ppb 未満であること	除外用途：表 1e	REACH規則「制限」
059	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、その塩、及び PFHxS 関連物質 Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS) including its salts and related substances	①意図的添加禁止 ②成形品質量中又は混合物において ・PFHxS 及びその塩の合計で 25ppb 未満あること ・PFHxS 関連物質の合計で 1000ppb未満であること		スイス法等
60	1～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油（MOAH） 炭素原子数が16～35の飽和炭化水素類鉱物油（MOSH） Mineral oil aromatic hydrocarbons (MOAH) comprising from 1 to 7 aromatic rings Hydrocarbons saturated with mineral oil (MOSH) containing 16 to 35 carbon atoms	＜包装材および印刷物のインク中＞ ①1～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油（MOAH）は 1%以下であること ②1～2 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油（MOAH）および炭素原子数が 16～35 の飽和炭化水素類鉱物油（MOSH）は 0.1%以下であること ③3～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油（MOAH）は 1ppm 以下であること	・①は 2022年9月30日以降適用 ・②③は 2024年7月1日以降適用 (以下補足) ・包装材に貼り付けるラベルは対象 ・対象物品に直接貼り付けるラベルは対象外 ・印刷物は紙が対象	フランス法
61	4,4'-スルホニルジフェノール（ビスフェノール S）4,4'-sulphonyldiphenol (Bisphenol S) CAS No. 80-09-1	＜感熱紙＞ 感熱紙中の含有率が 0.02wt%未満であること		スイス法

【表１に関する注釈】

１） 納入品は上記「含有禁止基準」を全て満足していること。

なお、「含有禁止基準」に数値が設定されている物質の含有率算出は以下の通りとする。

- 本項目において、含有率算出の分母は素材質量もしくは構成成形品質量であり、個々の物質においていずれを用いるかは表１の含有禁止基準の記載に準ずる。
- 複合物質または材料の場合には、次のものを素材とする。
  - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など

    塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。

    例） 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態

    樹脂ポリマーは、成形後の状態

    ガラス及びセラミックの成形後の状態
  - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
  - 包装材の場合には、ダンボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分 のみの質量を分子とする。

２） 包装材の場合の 4 物質：

カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、および水銀/水銀化合物

３） PFOA 関連物質：

PFOA に分解する物質で、構造要素の 1 つとして部分（C7F15）C を持つ線状または分岐のパーフルオロヘプチル基を有する物質（塩およびポリマーを含む）。

以下の関連物質は対象外

・C8F17-X でX がF（フッ素）,Cl（塩素）, Br（臭素）である。

・CF3 [CF2] n-R'、R' =任意の基、n > 16 によってカバーされるフルオロポリマー。

・過フッ素化炭素数 8 以上のペルフルオロアルキルカルボン酸（それらの塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む）。

・過フッ素化炭素数 9 以上のペルフルオロアルカンスルホン酸及びペルフルオロホスホン酸（それらの塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む）。

・本表No.008 記載の PFOS／PFOS 類縁化合物。

４） 可塑化された材料とは以下の均質材料を意味する。

-塩化ビニル(PVC)、塩化ポリビニリデン(PVDC)、ポリビニルアセテート(PVA)、ポリウレタン

-シリコンゴムおよび天然ラテックスコーティングを除くその他のポリマー(ポリマーフォーム、ゴム材料含む)

-表面コーティング、滑止めコーティング、仕上げ剤(finishes)、転写シート(decals)、印刷意匠

-接着剤、シーラント、塗料およびインク

表 1a：アゾ染料・顔料から生成されるアミン類

物質名（英語名を正式とする）		**CAS No.**
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-クロロアニリン	4-chloroaniline	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4,4′-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3,3′-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3′-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3′-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
4,4′-ジアミノ-3,3′-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4′-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4′-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline	101-80-4
4,4′-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1
o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene	60-09-3

表 1b：オゾン層破壊物質

物質名（英語名を正式とする）		**CAS No.**	**備考**
CFC 類 Chlorofluorocarbons	CFC-11	75-69-4	
	CFC-12	75-71-8	
	CFC-13	75-72-9	
	CFC-111	354-56-3	
	CFC-112	76-12-0 76-11-9	
	CFC-113	76-13-1 354-58-5 26523-64-8	
	CFC-114	76-14-2 1320-37-2 374-07-2	
	CFC-115	76-15-3	
	CFC-211	422-78-6 422-81-1 135401-87-5	
	CFC-212	3182-26-1 134452-44-1	
	CFC-213	134237-31-3 2354-06-5	
	CFC-214	29255-31-0 2268-46-4	

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.	備考
CFC 類 Chlorofluorocarbons	CFC-215		1599-41-3 76-17-5 4259-43-2 1652-81-9 812-30-6	
	CFC-216		661-97-2	
	CFC-217		422-86-6	
特定ハロン類 Halons	ハロン-1011(ブロモクロロメタン)	Halon-1011 (Bromochloromethane)	74-97-5	
	ハロン-1202	Halon-1202	75-61-6	注釈 1
	ハロン-1211	Halon-1211	353-59-3	
	ハロン-1301	Halon-1301	75-63-8	
	ハロン-2402	Halon-2402	124-73-2 25497-30-7 27336-23-8	
テトラクロロメタン(四塩化炭素)		Tetrachloromethane (Carbon tetrachloride)	56-23-5	
1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）		1,1,1-Trichloroethane (Methylchloroform)	71-55-6	
ブロモメタン（臭化メチル）		Bromomethane (Methyl bromide)	74-83-9	
ブロモエタン（臭化エチル）		Bromoethane (Ethyl bromide)	74-96-4	注釈 1
1-ブロモプロパン（臭化 n プロピル）		1-Bromopropane (n-propyl bromide)	106-94-5	注釈 1
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)		Trifluoroiodomethane (Trifluoromethyl iodide)	2314-97-8	注釈 1
クロロメタン（塩化メチル）		Chloromethane (Methyl chloride)	74-87-3	注釈 1
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ジブロモフルオロメタン (HBFC-21 B2)	Dibromofluoromethane (HBFC-21 B2)	1868-53-7	
	ブロモジフルオロメタン (HBFC-22 B1)	Bromodifluoromethane (HBFC-22 B1)	1511-62-2	
	ブロモフルオロメタン (HBFC-31 B1)	Bromofluoromethane (HBFC-31 B1)	373-52-4	
	テトラブロモフルオロエタン (HBFC-121 B4)	Tetrabromofluoroethane (HBFC-121 B4)	306-80-9 353-93-5	
	トリブロモジフルオロエタン (HBFC-122 B3)	Tribromodifluoroethane (HBFC-122 B3)	353-97-9 677-34-9 7304-53-2	
	ジブロモトリフルオロエタン (HBFC-123 B2)	Dibromotrifluoroethane (HBFC-123 B2)	354-04-1	
	ブロモテトラフルオロエタン (HBFC-124 B1)	Bromotetrafluoroethane (HBFC-124 B1)	124-72-1	
	トリブロモフルオロエタン (HBFC-131 B3)	Tribromofluoroethane (HBFC-131 B3)	420-88-2 598-67-4	
	ジブロモジフルオロエタン (HBFC-132 B2)	Dibromodifluoroethane (HBFC-132 B2)	75-82-1 359-19-3	
	ブロモトリフルオロエタン (HBFC-133 B1)	Bromotrifluoroethane (HBFC-133 B1)	421-06-7	
	ジブロモフルオロエタン (HBFC-141 B2)	Dibromofluoroethane (HBFC-141 B2)	358-97-4	
	ブロモジフルオロエタン (HBFC-142 B1)	Bromodifluoroethane (HBFC-142 B1)	420-47-3 359-07-9	
	ブロモフルオロエタン (HBFC-151 B1)	Bromofluoroethane (HBFC-151 B1)	762-49-2	
	ヘキサブロモフルオロプロパン (HBFC-221 B6)	Hexabromofluoropropane (HBFC-221 B6)	-	

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.	備考
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ペンタブロモジフルオロプロパン (HBFC-222 B5)	Pentabromodifluoropropane (HBFC-222 B5)	-	
	テトラブロモトリフルオロプロパン (HBFC-223 B4)	Tetrabromotrifluoropropane (HBFC-223 B4)	-	
	トリブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-224 B3)	Tribromotetrafluoropropane (HBFC-224 B3)	666-48-8	
	ジブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-225 B2)	Dibromopentafluoropropane (HBFC-225 B2)	431-78-7	
	ブロモヘキサフルオロプロパン (HBFC-226 B1)	Bromohexafluoropropane (HBFC-226 B1)	2252-78-0	
	ペンタブロモフルオロプロパン (HBFC-231 B5)	Pentabromofluoropropane (HBFC-231 B5)	-	
	テトラブロモジフルオロプロパン (HBFC-232 B4)	Tetrabromodifluoropropane (HBFC-232 B4)	148875-98-3	
	トリブロモトリフルオロプロパン (HBFC-233 B3)	Tribromotrifluoropropane (HBFC-233 B3)	421-90-9	
	ジブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-234 B2)	Dibromotetrafluoropropane (HBFC-234 B2)	460-86-6	
	ブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-235 B1)	Bromopentafluoropropane (HBFC-235 B1)	460-88-8 22692-16-6 26391-11-7 422-01-5 53692-43-6 53692-44-7 677-52-1 677-53-2 679-94-7	
	テトラブロモフルオロプロパン (HBFC-241 B4)	Tetrabromofluoropropane (HBFC-241 B4)	148875-95-0	
	トリブロモジフルオロプロパン (HBFC-242 B3)	Tribromodifluoropropane (HBFC-242 B3)	70192-80-2 666-25-1	
	ジブロモトリフルオロプロパン (HBFC-243 B2)	Dibromotrifluoropropane (HBFC-243 B2)	431-21-0	
	ブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-244 B1)	Bromotetrafluoropropane (HBFC-244 B1)	679-84-5 19041-01-1 29151-25-5 460-67-3 70192-71-1 70192-84-6	
	トリブロモフルオロプロパン (HBFC-251 B3)	Tribromofluoropropane (HBFC-251 B3)	75372-14-4	
	ジブロモジフルオロプロパン (HBFC-252 B2)	Dibromodifluoropropane (HBFC-252 B2)	460-25-3	
	ブロモトリフルオロプロパン (HBFC-253 B1)	Bromotrifluoropropane (HBFC-253 B1)	421-46-5 460-32-2	
	ジブロモフルオロプロパン (HBFC-261 B2)	Dibromofluoropropan e (HBFC-261 B2)	51584-26-0 1786-38-5 453-00-9 62135-10-8 62135-11-9	

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.	備考
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ブロモジフルオロプロパン (HBFC-262 B1)	Bromodifluoropropane (HBFC-262 B1)	111483-20-6 2195-05-3 420-89-3 420-98-4 430-87-5 461-49-4	
	ブロモフルオロプロパン (HBFC-271 B1)	Bromofluoropropane (HBFC-271 B1)	1871-72-3 352-91-0	
	HCFC-21		75-43-4	注釈 1
	HCFC-22		75-45-6	注釈 1
	HCFC-31		593-70-4	注釈 1
	HCFC-121		134237-32-4 354-11-0 354-14-3	注釈 1
	HCFC-122		41834-16-6 354-21-2 354-15-4 354-12-1	注釈 1
	HCFC-123		34077-87-7 90454-18-5 306-83-2 354-23-4 812-04-4	注釈 1
	HCFC-124		63938-10-3 2837-89-0 354-25-6	注釈 1
	HCFC-131		27154-33-2 134237-34-6 359-28-4 811-95-0 2366-36-1	注釈 1
	HCFC-132		25915-78-0 1649-08-7 1842-05-3 471-43-2 431-06-1	注釈 1
	HCFC-133		1330-45-6 431-07-2 75-88-7 421-04-5	注釈 1
	HCFC-141		1717-00-6 25167-88-8 430-57-9 430-53-5	注釈 1
	HCFC-142		25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7 55949-44-5	注釈 1
	HCFC-151		110587-14-9 762-50-5 1615-75-4	注釈 1

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.	備考
HCFC 類 HCFCs (Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-221	134237-35-7 29470-94-8 422-26-4	注釈 1
	HCFC-222	134237-36-8 422-49-1 422-30-0 116867-32-4	注釈 1
	HCFC-223	134237-37-9 422-52-6 422-50-4	注釈 1
	HCFC-224	134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-5	注釈 1
	HCFC-225	127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2 2713-09-9	注釈 1
	HCFC-226	134308-72-8 431-87-8 28987-04-4	注釈 1
	HCFC-231	134190-48-0 421-94-3	注釈 1
	HCFC-232	134237-39-1 460-89-9	注釈 1
	HCFC-233	134237-40-4 7125-83-9	注釈 1
	HCFC-234	127564-83-4 425-94-5	注釈 1
	HCFC-235	134237-41-5 460-92-4 108662-83-5	注釈 1
	HCFC-241	134190-49-1 666-27-3	注釈 1
	HCFC-242	134237-42-6 460-63-9	注釈 1
	HCFC-243	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5 116890-51-8	注釈 1
	HCFC-244	134190-50-4 679-85-6 421-75-0	注釈 1
	HCFC-251	134190-51-5 818-99-5 421-41-0	注釈 1

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.	備考
HCFC 類 HCFCs (Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-252	134190-52-6 819-00-1	注釈 1
	HCFC-253	134237-44-8 460-35-5 26588-23-8	注釈 1
	HCFC-261	134237-45-9 7799-56-6 420-97-3 127404-11-9	注釈 1
	HCFC-262	134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3	注釈 1
	HCFC-271	134190-54-8 420-44-0 430-55-7	注釈 1

【表1bに関する注釈】

1） 表4において指定する製造時使用禁止物質から除く

表 1c：ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品

物質名（英語名を正式とする）		CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	Polychlorinated Biphenyls (all isomers and congeners)	1336-36-3 他
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン （Ugilec 121, Ugilec 21）	Monomethyl-dichloro-diphenyl methane (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン (DBBT)	Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	99688-47-8

表 1d：フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.
PFC 類 PFCs (Perfluorocarbons)	四フッ化炭素 (パーフルオロメタン)	Carbon tetrafluoride (Perfluoromethane)	75-73-0
	パーフルオロエタン (ヘキサフルオロエタン)	Perfluoroethane (Hexafluoroethane)	76-16-4
	パーフルオロプロパン (オクタフルオロプロパン)	Perfluoropropane (Octafluoropropane)	76-19-7
	パーフルオロブタン (デカフルオロブタン)	Perfluorobutane (Decafluorobutane)	355-25-9
	パーフルオロペンタン (ドデカフルオロペンタン)	Perfluoropentane (Dodecafluoropentane)	678-26-2
	パーフルオロヘキサン (テトラデカフルオロヘキサン)	Perfluorohexane (Tetradecafluorohexane)	355-42-0
	パーフルオロシクロブタン	Perfluorocyclobutane	115-25-3
六フッ化硫黄 (SF6)		Sulfur Hexafluoride (SF6)	2551-62-4
HFC 類 HFCs (Hydrofluorocarbons)	トリフルオロメタン (HFC-23)	Trifluoromethane (HFC-23)	75-46-7
	ジフルオロメタン (HFC-32)	Difluoromethane (HFC-32)	75-10-5
	フッ化メチル (HFC-41)	Methyl fluoride (HFC-41)	593-53-3

物質名（英語名を正式とする）			CAS No.
HFC 類 HFCs (Hydrofluorocarbons)	2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	2H,3H-Decafluoropentane (HFC-43-10mee)	138495-42-8
	ペンタフルオロエタン (HFC-125)	Pentafluoroethane (HFC-125)	354-33-6
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HFC-134)	1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC- 134)	359-35-3
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC-134a)	811-97-2
	ジフルオロエタン	Difluoroethane	25497-28-3
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
	1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	624-72-6
	トリフルオロエタン	Trifluoroethane	27987-06-0
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	1,1,2-Trifluoroethane (HFC-143)	430-66-0
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	1,1,1-Trifluoroethane (HFC-143a)	420-46-2
	2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	2H-Heptafluoropropane (HFC-227ea)	431-89-0
	1,1,1,2,2,3,3-ヘプタフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3,3-Heptafluoropropane	2252-84-8
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propane (HFC-236cb)	677-56-5
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
	ヘキサフルオロプロパン	Hexafluoropropane	27070-61-7
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane (HFC-245fa)	460-73-1
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,2,2-Pentafluoropropane	1814-88-6
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane (HFC-365mfc)	406-58-6

表 1e：含有禁止の除外用途

No	物質名 （英語名を正式とする）	除外用途（注釈1）	
003	カドミウム/カドミウム化合物 Cadmium/Cadmium Compounds	8(b)-I	以下で使用される電気接点中のカドミウムとその化合物 ・サーキットブレーカー ・熱感知制御 ・サーマルモータープロテクター(密閉型サーマルモータープロテクターを除く) ・下記定格のAC スイッチ: - AC250V 以上において 6A 以上または - AC125V 以上において 12A 以上 ・18V DC 以上において 20A 以上の定格のDC スイッチ ・200Hz 以上の電圧源周波数において使用するスイッチ（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		13(b)-(II)	付属書の除外 39*に該当する用途を除く、ストライキング光学フィルタガラスタイプ中のカドミウム（禁止期日に関しては注釈 2 参照） *除外番号 39（本規定で未使用の除外）：イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm2 あたりのカドミウム＜10μg)に含まれるカドミウム
		13(b)-(III)	反射標準物質用のグレーズに含まれるカドミウム（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
005	鉛/鉛化合物 Lead/Lead Compounds	5(b)	蛍光管のガラス中の鉛:0.2wt%以下
		6(a)-I	合金成分として、機械加工用の鋼材に含まれる 0.35wt%までの鉛及びバッチ式溶融亜鉛めっき鋼品中に含まれる 0.2wt%までの鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		6(b)-I	鉛を含有するアルミ廃材のリサイクルに由来する場合、合金成分としてアルミ材に含まれる 0.4wt%までの鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		6(b)-II	合金成分として機械加工用のアルミ材に含まれる 0.4wt%までの鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		6(c)	銅合金に含まれる 4wt%までの鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金）（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		7(c)-I	キャパシタ中の誘電セラミックを除くガラスまたはセラミック中の電気電子部品に含む鉛、例えばピエゾデバイス、ガラスあるいはセラミックマトリックス化合物（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		7(c)-II	AC125V あるいは DC250V 以上の電圧用のキャパシタ中の誘電セラミックに含まれる鉛
		13(a)	光学機器に使われる白ガラスに含まれる鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		13(b)-(I)	イオン着色された光学フィルタガラスタイプ中の鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		13(b)-(III)	反射標準物質用のグレーズに含まれる鉛（禁止期日に関しては注釈 2 参照）
		15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 nm 以上の半導体テクノロジーノード ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm2 以上 ・300mm2 以上のダイまたは 300mm2 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ
044	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩、およびPFOA関連化合物 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds	写真用フィルムコーティング、および半導体製造におけるフォトリソグラフィー又はエッチング工程（当社は 2025 年 1 月 4 日から禁止）	
058	9～14個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCAs）、その塩およびC9-C14 PFCA関連物質	写真用フィルムコーティング、および半導体製造におけるフォトリソグラフィー又はエッチング工程（当社は 2025 年 1 月 4 日から禁止）	

【表1eに関する注釈】

1） 表中の番号は RoHS 指令官報に記載されている適用除外の番号

2） 欧州委員会における除外更新検討中のため、最短でも更新内容の官報が公布されるまで有効とする。

表 1f：多環芳香族炭化水素(PAH)

物質名（英語名を正式とする）		**CAS No.**
ベンゾ（ａ）ピレン	Benzo[a]pyrene (BaP)	50-32-8
ベンゾ（ｅ）ピレン	Benzo[e]pyrene (BeP)	192-97-2
ベンゾ（ａ）アントラセン	Benz[a]anthracene (BaA)	56-55-3
クリセン	Chrysen (CHR)	218-01-9
ベンゾ（ｂ）フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene (BbFA)	205-99-2
ベンゾ（ｊ）フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene (BjFA)	205-82-3
ベンゾ（ｋ）フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene (BkFA)	207-08-9
ジベンゾ（ａ，ｈ）アントラセン	Dibenz[a,h]anthracene(DBAhA)	53-70-3

表 1g：欠番

表 1h：ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)

物質名（英語名を正式とする）		**CAS No.**
ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane	25637-99-4
		4736-49-6
		65701-47-5
		138257-17-7
		138257-18-8
		138257-19-9
		169102-57-2
		678970-15-5
		678970-16-6
		678970-17-7
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	3194-55-6
α-ヘキサブロモシクロドデカン	α-hexabromocyclododecane	134237-50-6
β-ヘキサブロモシクロドデカン	β-hexabromocyclododecane	134237-51-7
γ-ヘキサブロモシクロドデカン	γ-hexabromocyclododecane	134237-52-8

表 1i：発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRs）の含有禁止基準

No.	物質名 （英語名を正式とする）	閾値レベル (*1)
1	カドミウムおよびその化合物 Cadmium and its compounds	カドミウム金属として 1ppm
2	六価クロム化合物 Chromium VI compounds	六価クロムとして 1ppm
3	ヒ素化合物 Arsenic compounds	ヒ素金属として 1ppm
4	鉛およびその化合物 Lead and its compounds	鉛金属として 1ppm
5	ベンゼン Benzene	5ppm
6	ベンゾ[a]アントラセン Benz[a]anthracene	1ppm
7	ベンゾ[b]フルオランテン Benzo[b]fluoranthene	
8	ベンゾ[a]ピレン Benzo[a]pyrene; Benzo[def]chrysene	
9	ベンゾ[e]ピレン Benzo[e]pyrene	
10	ベンゾ[j]フルオランテン Benzo[j]fluoranthene	
11	ベンゾ[k]フルオランテン Benzo[k]fluoranthene	
12	クリセン Chrysene	
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン Dibenz[a,h]anthracene	
14	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン α, α,α,4-tetrachlorotoluene; p-chlorobenzotrichloride	
15	ベンジリジン=トリクロリド α, α,α-trichlorotoluene;benzotrichloride	
16	(クロロメチル)ベンゼン α-chlorotoluene; benzyl chloride	
17	ホルムアルデヒド Formaldehyde	75ppm
18	ジアルキル(C=6、7(主成分)、8,分岐型)=フタラート 1,2-benzenedicarboxylic acid; di-C 6-8-branched alkylesters, C 7-rich	1000ppm 個別、または本表(No.18～22)の他のフタレートとの組み合せ、またはその他のフタレート(*2)との組み合わせ
19	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート Bis(2-methoxyethyl) phthalate	
20	ジイソペンチル=フタラート Diisopentylphthalate	
21	ジペンタン-1-イル=フタラート(DPP) Di-n-pentyl phthalate (DPP)	
22	ジヘキサン-1-イル=フタラート (DnHP) Di-n-hexyl phthalate (DnHP)	

23	1-メチル-2-ピロリドン (NMP) N-methyl-2-pyrrolidone; 1-methyl-2-pyrrolidone (NMP)	3000ppm
24	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) N,N-dimethylacetamide (DMAC)	
25	N,N-ジメチルホルムアミド (DMF) N,N-dimethylformamide; dimethyl formamide (DMF)	
26	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン; C.I.ディスパースブルー1 1,4,5,8-tetraaminoanthraquinone; C.I. Disperse Blue 1	50ppm
27	4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニリデンメチレン)ジアニリン塩酸塩 Benzenamine, 4,4'-(4-iminocyclohexa-2,5-dienylidenemethylene)dianilinehydrochloride; C.I. Basic Red 9	
28	C.I.ベーシックバイオレット 3 [ミヒラーズケトン(EC No. 202-027-5)を 0.1%以上含有] [4-[4,4'-bis(dimethylamino)benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride; C.I. Basic Violet 3 with ≥ 0,1% of Michler's ketone (EC no. 202-027-5)	
29	4-クロロ-2-メチルアニリニウム=クロリド 4-chloro-o-toluidinium chloride	30ppm
30	2-ナフタレンアミン・酢酸 2-Naphthylammoniumacetate	
31	硫酸 2,4-ジアミノアニソール 4-methoxy-m-phenylene diammonium sulphate; 2,4-diaminoanisole sulphate	
32	2,4,5-トリメチルアニリン・塩酸塩 2,4,5-trimethylaniline hydrochloride	
33	キノリン Quinoline	50ppm

*1 金属換算の算出方法（参考）
例）亜硫酸カドミウムのカドミウム金属換算
(亜硫酸カドミウムの含有量)×(カドミウムの原子量)÷(亜硫酸カドミウムの分子量)
=(亜硫酸カドミウムの含有量)× 112.4÷192.5

*2 EC 規則 No 1272/2008(EU CLP 規則)の付属書 VI のパート 3 で危険有害性クラスが発癌性、生殖細胞変異原性または生殖毒性カテゴリー1A または 1B に分類される物質を対象とする。
REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1550794756233&uri=CELEX:32008R1272

【外部リンク】

2．含有報告物質

表 2 ：含有報告物質

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
001	アントラセン Anthracene	120-12-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
002	4,4′-ジアミノジフェニルメタン (4,4′-メチレンジアニリン、4,4′-MDA) 4,4′-Diaminodiphenylmethane (4,4′-MDA)	101-77-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
003	フタル酸ジ－ n －ブチル（DBP） Dibutyl phthalate (DBP)	84-74-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
004	二塩化コバルト Cobalt dichloride	7646-79-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 に示す二塩化コバルトの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
005	五酸化二ヒ素 Arsenic pentoxide	1303-28-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
006	三酸化二ヒ素 Diarsenic trioxide	1327-53-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
007	ムスクキシレン 5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (Musk xylene)	81-15-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
008	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP） Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	117-81-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
009	ヒ酸水素鉛 Lead hydrogen arsenate	7784-40-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
010	フタル酸ブチルベンジル（BBP） Benzyl butyl phthalate (BBP)	85-68-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
011	ヒ酸トリエチル Triethyl arsenate	15606-95-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
012	アントラセンオイル Anthracene oil	90640-80-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
013	アントラセンオイル、ペースト、軽蒸留分 Anthracene oil, anthracene paste, distn. Lights	91995-17-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
014	アントラセンオイル、ペースト、蒸留分Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	91995-15-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
015	アントラセンオイル、アントラセンロー Anthracene oil, anthracene-low	90640-82-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
016	アントラセンオイル、ペースト Anthracene oil, anthracene paste	90640-81-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
017	コールタールピッチ Pitch, coal tar, high-temp.	65996-93-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
018	アルミノけい酸塩、耐火セラミック繊維 Aluminosilicate,Refractory Ceramic Fibres	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、アルミノけい酸塩耐火セラミック繊維は、EC 規則 No.1272/2008 の附属書VIのパート 3 の表 3.1 において、Index No. 650-017-00-8 として包含され、下記の 3 つの条件を満たすもの。 (a) アルミニウム酸化物やシリコン酸化物が繊維中の可変濃度域内での主成分として存在する。 (b) 当該繊維径の長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が6μm 以下である繊維 (c) アルカリ金属酸化物とアルカリ土類金属酸化物 (Na2O+K2O+CaO+MgO+BaO)の合計濃度が 18wt%以下である	REACH 規則 「認可対象候補物質」
019	ジルコニアアルミノけい酸塩、 耐火セラミック繊維 Zirconia Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ジルコニアアルミノけい酸塩耐火セラミック繊維は、EC 規則 No.1272/2008 の附属書VIのパート 3 の表 3.1 において、Index No. 650-017-00-8 として包含され、下記の3つの条件を満たすもの。 (a) アルミニウム酸化物、シリコン酸化物、ジルコニウム酸化物が繊維中の可変濃度域内での主成分として存在する。 (b) 当該繊維径の長さ加重幾何平均径からその標準誤差の 2 倍値を引いた値が6μm 以下である繊維 (c) アルカリ金属酸化物とアルカリ土類金属酸化物 (Na2O+K2O+CaO+MgO+BaO)の合計濃度が 18wt%以下である	REACH 規則 「認可対象候補物質」
020	2,4-ジニトロトルエン 2,4-Dinitrotoluene	121-14-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
021	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
022	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) Tris(2-chloroethyl)phosphate (TCEP)	115-96-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
023	アクリルアミド Acrylamide	79-06-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
024	トリクロロエチレン Trichloroethylene	79-01-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
025	ホウ酸 Boric acid	10043-35-3 11113-50-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
026	四ホウ酸二ナトリウム無水和物 Disodium tetraborate, anhydrous	1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
027	七酸化四ホウ酸二ナトリウム水和物 （四ホウ酸二ナトリウム水和物） Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	12267-73-1	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
028	硫酸コバルト(II) Cobalt(II) sulphate	10124-43-3	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
029	硝酸コバルト(II) Cobalt nitrate	10141-05-6	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
030	炭酸コバルト(II) Cobalt(II) carbonate	513-79-1	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
031	酢酸コバルト(II) Cobalt acetate	71-48-7	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
032	2-メトキシエタノール 2-Methoxyethanol	109-86-4	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
033	2-エトキシエタノール 2-Ethoxyethanol	110-80-5	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
034	酢酸 2-エトキシエチル 2-Ethoxyethyl acetate	111-15-9	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
035	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP) 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters (DHNUP)	68515-42-4	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
036	ヒドラジン Hydrazine	7803-57-8 302-01-2 10217-52-4	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
037	N-メチル-2-ピロリドン 1-methyl-2-pyrrolidone	872-50-4	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
038	1,2,3-トリクロロプロパン 1,2,3-trichloropropane	96-18-4	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
039	フタル酸ジヘプチル (DIHP) 1,2-Benzenedicarboxylic acid; di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich (DIHP)	71888-89-6	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
040	ヒ酸カルシウム Calcium arsenate	7778-44-1	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
041	1,1′-オキシビス(2-メトキシエタン) Bis(2-methoxyethyl) ether	111-96-6	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
042	ピクリン酸鉛 Lead dipicrate	6477-64-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
043	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) N,N-Dimethylacetamide (DMAC)	127-19-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
044	ヒ酸 Arsenic acid	7778-39-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
045	2-メトキシアニリン (o-アニシジン) 2-Methoxyaniline (o-Anisidine)	90-04-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
046	ヒ酸鉛 Trilead diarsenate	3687-31-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
047	1,2-ジクロロエタン (エチレンクロリド) 1,2-dichloroethane	107-06-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
048	4-tert-オクチルフェノール 4-(1,1,3,3-tetramethy l butyl) phenol (4-tert-Octylphenol)	140-66-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
049	アニリンとホルムアルデヒドの重合物 Formaldehyde, oligomeric reaction products with aniline (technical MDA)	25214-70-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
050	フタル酸ビス(2-メトキシエチル) Bis(2-methoxyethyl) phthalate	117-82-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
051	アジ化鉛 Lead diazide, Lead azide	13424-46-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
052	2,4,6-トリニトロレゾルシノール鉛塩 Lead styphnate	15245-44-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
053	2,2′-ジクロロ-4,4′メチレンジアニリン (MOCA) 2,2′-dichloro-4,4′-methylenedianiline (MOCA)	101-14-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
054	フェノールフタレイン Phenolphthalein	77-09-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
055	トリエチレングリコールジメチルエーテル 1,2-bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme)	112-49-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
056	1,2-ジメトキシエタン 1,2-dimethoxyethane (ethylene glycol dimethyl ether, EGDME)	110-71-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
057	三酸化二ホウ素 Diboron trioxide	1303-86-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
058	ホルムアミド Formamide	75-12-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
059	メタンスルホン酸鉛(II) Lead(II) bis(methanesulfonate)	17570-76-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
060	1,3,5-トリグリシジルイソシアヌラート 1,3,5-Tris(oxiran-2-ylmethyl)-1,3,5-triazinane-2,4,6-trione (TGIC)	2451-62-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
061	β-1,3,5-トリグリシジルイソシアヌル酸 (β-1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H・3H・5H)-トリオン)(β-TGIC) 1,3,5-tris[(2S and 2R)-2,3-epoxypropyl]-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione (β-TGIC)	59653-74-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
062	4,4'-ビス（ジメチルアミノ）ベンゾフェノン (ミヒラーケトン) 4,4'-bis(dimethylamino)benzophenone (Michler's ketone)	90-94-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
063	4,4′-ビス（ジメチルアミノフェニル）メタン(ミヒラーベース) N,N,N',N'-tetramethyl-4,4'-methylenedianiline (Michler's base)	101-61-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
064	［4-［［4-アニリノ-1 ナフチル］［4-(ジメチルアミノ)フェニル］メチレン］シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン ジメチルアンモニウムクロリド(C.I. ベーシックブルー26) [4-[[4-anilino-1-naphthyl][4-(dimethyl amino)phenyl]methylene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride(C.I. Basic Blue 26)	2580-56-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン（CAS No.90-94-8） もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が0.1%（1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
065	［4-［4,4′-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリデン］シクロヘキサ-2,5-ジエン- 1 -イリデン］ジメチルアンモニウムクロリド (C.I. ベーシックバイオレット 3) [4-[4,4'-bis(dimethylamino) benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C.I. Basic Violet 3)	548-62-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8)もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が 0.1%（1000ppm)以上含まれる場合のみ また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
066	4,4′-ビス(ジメチルアミノ)-4″-(メチルアミノ)トリチルアルコール 4,4'-bis(dimethylamino)-4''-(methylamino)trityl alcohol	561-41-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8)もしくはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が 0.1%（1000ppm)以上含まれる場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
067	α,α-ビス［4-(ジメチルアミノ)フェニル］－4(フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール (C.I.ソルベントブルー4) α,α-Bis[4-(dimethylamino)phenyl]-4(phenylamino)naphthalene-1-methanol (C.I. Solvent Blue 4)	6786-83-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、ミヒラーケトン(CAS No.90-94-8）またはミヒラーベース(CAS No.101-61-1)が0.1%（1000ppm)以上の場合のみ	REACH 規則 「認可対象候補物質」
068	ペルフルオロトリデカン酸 Pentacosafluorotridecanoic acid	72629-94-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
069	ペルフルオロドデカン酸 Tricosafluorododecanoic acid	307-55-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
070	ペルフルオロウンデカン酸 Henicosafluoroundecanoic acid	2058-94-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
071	ペルフルオロテトラデカン酸 Heptacosafluorotetradecanoic acid	376-06-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
072	C,C'-ジアゼンジイルジメタンアミド Diazene-1,2-dicarboxamide (C,C'-azodi(formamide))	123-77-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
073	ヘキサヒドロフタル酸無水物 (1.2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物)[1]、 シス-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物(ヘキサヒドロフタル酸無水物)[2]、 ヘキサヒドロフタル酸無水物(トランス 1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物)[3] Cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [1] cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [2] trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [3] 【注釈】個々のシス型[2]、トランス型[3]の同位体およびシス型とトランス型の全ての組み合わせ[1]が含まれる。	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
074	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[1]、 4-メチルシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物(4-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸)[2]、 1-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[3]、 3-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸[4] Hexahydromethylphthalic anhydride [1] Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2] Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3] Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4] 【注釈】個々の異性体[2]、[3]、[4]（それらのシス型、トランス型のステレオ異性体を含む）および全ての異性体[1]が含まれる。	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
075	4-ノニルフェノール 4-Nonylphenol, branched and linear 【注釈】フェノールの 4 の位置に直鎖又は分岐の炭素数が 9 のアルキル基が共有結合した物質。UVCB と明確に定義された個々の異性体とその混合物を含む。	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
076	エトキシ化された 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated 【注釈】明確に定義された物質、UVCB 物質は、ポリマー及び同族体を含む。	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
077	メトキシ酢酸 Methoxy acetic acid	625-45-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
078	ジメチルホルムアミド (N,N-ジメチルホルムアミド) N,N-dimethylformamide	68-12-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
079	ジブチルスズジクロライド (DBTC) Dibutyltin dichloride (DBTC)	683-18-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
080	一酸化鉛 (酸化鉛（II）) Lead monoxide (lead oxide)	1317-36-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
081	四三酸化鉛 Orange lead (Lead tetroxide)	1314-41-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
082	ホウフッ化鉛 (四フッ化ホウ酸鉛（II）) Lead bis(tetrafluoroborate)	13814-96-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
083	炭酸鉛 (水酸化炭酸鉛（II）) Trilead bis(carbonate)dihydroxide	1319-46-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
084	チタン酸鉛 Lead titanium trioxide	12060-00-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
085	ジルコン酸チタン酸鉛 (三酸化ジルコニウムチタン鉛) Lead Titanium Zirconium Oxide	12626-81-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
086	ケイ酸と鉛の塩 Silicic acid, lead salt	11120-22-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
087	ケイ酸とバリウムの塩(1:1) (鉛ドープ) Silicic acid ($H_2Si_2O_5$), barium salt(1:1), lead-doped 【注釈】「生殖毒性」Repr. 1A (CLP) 又はカテゴリ 1 (DSD)の適正濃度限界を超えた鉛を含有するもの。該当物質は EC 規則 No.1272/2008 のインデックス No.082-001-00-6「鉛化合物」の分類に属する。	68784-75-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
088	酸化プロピレン Methyloxirane (Propylene oxide)	75-56-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
089	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル (1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖) 1,2-Benzenedicarboxylic acid, dipentylester, branched and linear	84777-06-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
090	フタル酸ジイソペンチル (DIPP) Diisopentylphthalate (DIPP)	605-50-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
091	フタル酸 N-ペンチル-イソペンチル (N-ペンチル-イソペンチルフタレート) N-pentyl-isopentylphthalate	776297-69-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
092	エチレングリコールジエチルエーテル (1,2-ジエトキシエタン) 1,2-diethoxyethane	629-14-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
093	塩基性酢酸鉛 Acetic acid, lead salt, basic	51404-69-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
094	酸化硫酸二鉛 Lead oxide sulfate	12036-76-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
095	[1,2-ベンゼンジカルボキシラトト(2-)] ジオキソ三鉛 (ジオキソ（フタラト）三鉛) [Phthalato(2-)]dioxotrilead	69011-06-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
096	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛 Dioxobis(stearato)trilead	12578-12-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
097	脂肪酸鉛塩(炭素数 C16-18) Fatty acids, C16-18, lead salts	91031-62-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
098	シアナミド鉛 Lead cyanamidate	20837-86-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
099	硝酸鉛 (硝酸鉛（II）) Lead dinitrate	10099-74-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
100	四酸化硫酸五鉛 Pentalead tetraoxide sulphate	12065-90-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
101	ピグメントイエロー41 (C.I. ピグメントイエロー 41) Pyrochlore, antimony lead yellow	8012-00-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
102	塩基性亜硫酸鉛 Sulfurous acid, lead salt, dibasic	62229-08-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
103	四エチル鉛 Tetraethyllead	78-00-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
104	三酸化硫酸四鉛 Tetralead trioxide sulphate	12202-17-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
105	二塩基性リン酸鉛 Trilead dioxide phosphonate	12141-20-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
106	フラン Furan	110-00-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
107	硫酸ジエチル Diethyl sulphate	64-67-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
108	硫酸ジメチル Dimethyl sulphate	77-78-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
109	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン 3-ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine	143860-04-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
110	ジノセブ(2-sec-ブチル-4,6-ジニトロフェノール) Dinoseb(6-sec-butyl-2,4-dinitrophenol)	88-85-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
111	4,4'-メチレンビス(2-メチルアニリン) 4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
112	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル (4,4'-オキシジアニリン及びその塩) 4,4'-oxydianiline and its salts	101-80-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
113	p-アミノアゾベンゼン (4-アミノアゾベンゼン) (4-フェニルアゾアニリン) 4-aminoazobenzene	60-09-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
114	2,4-ジアミノトルエン 4-methyl-m-phenylenediamine (toluene-2,4-diamine)	95-80-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
115	6-メトキシ-m-トルイジン 6-methoxy-m-toluidine (p-cresidine)	120-71-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
116	4-アミノビフェニル (ビフェニル-4-イルアミン) Biphenyl-4-ylamine	92-67-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
117	2-アミノ-5-アゾトルエン (o-アミノアゾトルエン) o-aminoazotoluene (4-o-tolylazo-o-toluidine)	97-56-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
118	o-トルイジン o-toluidine	95-53-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
119	N-メチルアセトアミド N-methylacetamide	79-16-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
120	カドミウム Cadmium	7440-43-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
121	酸化カドミウム(Ⅱ) Cadmium Oxide	1306-19-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
122	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO) Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO)	3825-26-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 のペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連化合物の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
123	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタン酸 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 のペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連化合物の含有禁止基準以外に適用<	REACH 規則 「認可対象候補物質」
124	フタル酸ジペンチル Di-n-pentyl phthalate (DPP)	131-18-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表1 054項に示すCMRsの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
125	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート 4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated 【注釈】フェノールの 4 の位置で炭素数 9 の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB 物質およびwell-defined 物質(組成等が分かっている物質)、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組合せのどれでもを含んでエトキシ化されたものを含む	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
126	硫化カドミウム Cadmium sulphide	1306-23-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
127	ダイレクトブラック38 Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl) azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo]-5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C.I. Direct Black 38)	1937-37-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
128	ジヘキサン－１－イル＝フタラート Dihexyl phthalate	84-75-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
129	２－イミダゾリジンチオン Imidazolidine-2-thione (2-imidazoline-2-thiol)	96-45-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
130	リン酸トリス(ジメチルフェニル) Trixylyl phosphate	25155-23-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
131	ダイレクトレッド 28 (3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホン酸ナトリウム)) Disodium 3,3'-[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)] bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate)(C.I. Direct Red 28)	573-58-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
132	酢酸鉛(Ⅱ) Lead di(acetate)	301-04-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「鉛化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「鉛化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
133	塩化カドミウム Cadmium chloride	10108-64-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
134	ジヘキシル(分枝、直鎖)=フタラート 1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear	68515-50-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
135	過ホウ酸ソーダ無水物 Sodium peroxometaborate	7632-04-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
136	過ホウ酸ナトリウム Sodium perborate; perboric acid, sodium salt	15120-21-5 11138-47-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
137	フッ化カドミウム Cadmium fluoride (CdF2)	7790-79-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
138	硫酸カドミウム Cadmium sulphate	10124-36-4 31119-53-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e.に示す「カドミウム化合物」の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと。 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
139	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)	25973-55-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
140	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート Dioctyltin bis(2-ethylhexyl thioglycolate); 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE)	15571-58-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
141	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルとオクチルトリス(2-エチルヘキシルオキシカルボニルメチルチオ)スタンナンの反応生成物；DOTEとMOTEからなる反応物 Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE)	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
142	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、 5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2] [[1]及び[2]の立体異性体又はそれらの任意の組合わせを対象とする] 5-sec-butyl-2-(2,4-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [1], 5-sec-butyl-2-(4,6-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [2] [covering any of the individual stereoisomers of [1] and [2] or any combination thereof]	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
143	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ C6-10 アルキルエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシル（EC No. 201-559-5)を含む場合) 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル (0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)を含む場合) 1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters; 1,2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with ≥ 0.3% of dihexyl phthalate (EC No. 201-559-5)	68515-51-5 68648-93-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
144	ペルフルオロノナン酸 Perfluorononan-1-oic-acid and its sodium and ammonium salts	375-95-1 21049-39-8 4149-60-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用<	REACH 規則 「認可対象候補物質」
145	ニトロベンゼン Nitrobenzene	98-95-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
146	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol (UV-350)	36437-37-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
147	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-t-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール 2,4-di-tert-butyl-6-(5-chlorobenzotriazol-2-yl)phenol (UV-327)	3864-99-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
148	1,3-プロパンスルトン 1,3-propanesultone	1120-71-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
149	ベンゾ(a)ピレン Benzo[a]pyrene	50-32-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 に示す多環芳香族炭化水素(PAH) の禁止用途以外の場合に適用 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
150	p-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール p-(1,1-dimethylpropyl)phenol	80-46-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
151	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)及びそのナトリウム塩及びアンモニウム 塩 ノナデカフルオロデカン酸 アンモニウム=ノナデカフルオロデカノアート ナトリウム＝ノナデカフルオロデカノアート Nonadecafluorodecanoic acid (PFDA) and its sodium and ammonium salts Nonadecafluorodecanoic acid Ammonium nonadecafluorodecanoate Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt	335-76-2 3108-42-7 3830-45-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 の C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
152	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖 [主にフェノールの4位の位置に、炭素数7の直鎖又は分岐型アルキル鎖が共有結合している物質で、個々の異性体やその組合せを任意に含む、UVCB 及び組成が特定されている物質を対象とする] 4-heptylphenol, branched and linear substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 7 covalently bound predominantly in position 4 to phenol, covering also UVCB- and well-defined substances which include any of the individual isomers or a combination thereof	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
153	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノール A 4,4'-Isopropylidenediphenol;bisphenol A	80-05-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1 に示す 4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノール Aの含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
154	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオン、ホルムアルデヒドおよび、4-ヘプチルフェノール，分岐および直鎖、の反応生成物（RP-HP）[4-ヘプチルフェノール，分岐および直鎖を0.1%以上含有] Reaction products of 1,3,4-thiadiazolidine-2,5-dithione, formaldehyde and 4-heptylphenol, branched and linear (RP-HP) with ≥0.1% w/w 4-heptylphenol, branched and linear (4-HPbl)	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
155	クリセン Chrysene	218-01-9, 1719-03-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、CAS No. 218-01-9 は表 1 に示す多環芳香族炭化水素(PAH) の禁止用途以外の場合に適用 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
156	硝酸カドミウム Cadmium nitrate	10325-94-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e に示すカドミウム化合物の除外用途として使用の場合のみに適用 それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
157	水酸化カドミウム Cadmium hydroxide	21041-95-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e に示すカドミウム化合物の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
158	炭酸カドミウム Cadmium carbonate	513-78-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e に示すカドミウム化合物の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、「カドミウム化合物」として表 1 の基準を満たすこと また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
159	ベンゾ(a)アントラセン Benz[a]anthracene	56-55-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える 表 1 に示す多環芳香族炭化水素(PAH)の禁止用途以外の場合に適用 また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
160	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™) [個々のanti-およびsyn-の異性体、またはその組合せを含む] 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-Dodecachloropentacyclo [12.2.1.16,9.02,13.05,10] octadeca-7,15-diene (“Dechlorane Plus”™) [covering any of its individual anti- and syn- isomers or any combination thereof]	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
161	水素化テルフェニル Terphenyl, hydrogenated	61788-32-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
162	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン Octamethylcyclotetrasiloxane (D4)	556-67-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
163	鉛 Lead	7439-92-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし、表 1e に示す鉛の除外用途として使用の場合のみに適用。それ以外の用途では、鉛として表 1 の基準を満たすこと また表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
164	エチレンジアミン Ethylenediamine (EDA)	107-15-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
165	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン Dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)	540-97-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
166	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸 Disodium octaborate	12008-41-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
167	ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート Dicyclohexyl phthalate (DCHP)	84-61-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
168	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン Decamethylcyclopentasiloxane (D5)	541-02-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
169	ベンゾ [g,h,i] ペリレン Benzo[ghi]perylene	191-24-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
170	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物 Benzene-1,2,4-tricarboxylic acid 1,2 anhydride (trimellitic anhydride; TMA)	552-30-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
171	ピレン Pyrene	129-00-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
172	フェナントレン Phenanthrene	85-01-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
173	フルオランテン Fluoranthene	206-44-0	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
174	ベンゾ[k]フルオランテン Benzo[k]fluoranthene	207-08-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える ただし表 1 に示す多環芳香族炭化水素(PAH)の禁止用途以外の場合に適用。また表 1 に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則 「認可対象候補物質」
175	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン 2,2-bis(4'-hydroxyphenyl)-4-methylpentane	6807-17-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」
176	1,7,7-トリメチル-3-ベンジリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン 1,7,7-trimethyl-3-(phenylmethylene) bicyclo[2.2.1]heptan-2-one (3-benzylidene camphor; 3-BC)	15087-24-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則 「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
177	分岐及び直鎖型 4-ノニルフェノールエトキシレートを0.1%以上含む亜リン酸トリス(4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型) (TNPP)	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則「認可対象候補物質」
178	4-tert-ブチルフェノール	98-54-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則「認可対象候補物質」
179	2-メトキシエチル=アセタート	110-49-6	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則「認可対象候補物質」
180	2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ)プロピオン酸の塩及びアシルハロゲン化物(個々の異性体やその組合せを任意に含む物質を対象とする)	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える	REACH 規則「認可対象候補物質」
181	パーフルオロブタンスルホン酸(PFBS)とその塩 Perfluorobutane sulfonic acid (PFBS) and its salts	-	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
182	ジイソヘキシル=フタラート Diisohexyl phthalate	71850-09-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
183	2-メチル-1-[4-(メチルチオ)フェニル]-2-モルホリノプロパン-1-オン 2-methyl-1-(4-methylthiophenyl)-2-morpholinopropan-1-one	71868-10-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
184	2-ベンジル-2-(N,N-ジメチルアミノ)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン 2-benzyl-2-dimethylamino-4'-morpholinobutyrophenone	119313-12-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
185	N-ビニルイミダゾール 1-vinylimidazole	1072-63-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
186	2-メチル-1H-イミダゾール 2-methylimidazole	693-98-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
187	ブチル=4-ヒドロキシベンゾアート Butyl 4-hydroxybenzoate (Butylparaben)	94-26-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
188	スズ, ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト-O,O')-, (OC-6-11)- Dibutylbis(pentane-2,4-dionato-O,O')tin	22673-19-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告ただし表 1 に示すジブチルスズ化合物の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則「認可対象候補物質」
189	テトラエチレングリコールジメチルエーテル Bis(2-(2-methoxyethoxy)ethyl)ether	143-24-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
190	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ、スタンナン, ジオクチル-, ビス(ココアシルオキシ)誘導体及びその他の全てのスタンナン, ジオクチル-, ビス(脂肪族アシルオキシ)誘導体ただし脂肪族アシルオキシ部分の炭素数が主に C12 であるもの Dioctyltin dilaurate, stannane, dioctyl-, bis(coco acyloxy) derivs., and any other stannane, dioctyl-, bis(fatty acyloxy) derivs. wherein C12 is the predominant carbon number of the fattyacyloxy moiety	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告ただし表 1 に示すジオクチルスズ化合物の含有禁止基準以外に適用	REACH 規則「認可対象候補物質」
191	1,4-ジオキサン 1,4-dioxane	123-91-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
192	2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1,3-ジオール (BMP); 2,2-ジメチルプロパン-1-オール、トリブロモ誘導体/3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)-1-プロパノール(TBNPA); 2,3-ジブロモ-1-プロパノール (2,3-DBPA) 2,2-bis(bromomethyl)propane-1,3-diol (BMP); 2,2-dimethylpropan-1-ol, tribromo derivative/3-bromo-2,2-bis(bromomethyl)-1-propanol (TBNPA); 2,3-dibromo-1-propanol (2,3-DBPA)	–	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
193	2-(4-tert-ブチルベンジル)プロピオンアルデヒドおよびその個々の立体異性体 2-(4-tert-butylbenzyl)propionaldehyde and its individual stereoisomers	–	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
194	4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール 4,4'-(1-methylpropylidene)bisphenol	77-40-7	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
195	グルタルアルデヒド Glutaral	111-30-8	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
196	中鎖塩素化パラフィン(MCCP) 炭素鎖の長さがC14からC17までの範囲にある直鎖状クロロアルカン80%以上からなるUVCB物質 Medium-chain chlorinated paraffins (MCCP) UVCB substances consisting of more than or equal to 80% linear chloroalkanes with carbon chain lengths within the range from C14 to C17	–	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
197	ホウ酸, ナトリウム塩 orthoboric acid, sodium salt	–	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
198	フェノール、オリゴマー化による C12 に富む分枝アルキル鎖を有するアルキル化生成物(主にパラ位で)で、任意の個々の異性体および/またはそれらの組合せを包含する(PDDP) Phenol, alkylation products (mainly in para position) with C12-rich branched alkyl chains from oligomerisation, covering any individual isomers and/ or combinations thereof (PDDP)	–	構成成形品質量における含有率が 1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
199	個々の異性体及び/又はその組み合わせのすべてを包含する(±)-1,7,7-トリメチル-3-[(4-メチルフェニル)メチレン]ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン (4-MBC) (±)-1,7,7-trimethyl-3-[(4-methylphenyl) methylene]bicyclo[2.2.1]heptan-2-one covering any of the individual isomers and/or combinations thereof (4-MBC)	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
200	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール) 6,6'-di-tert-butyl-2,2'-methylenedi-p-cresol	119-47-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
201	ホスホロジチオ酸 O-(イソプロピル又はイソブチル又は 2-エチルヘキシル) O-(イソプロピル又はイソブチル又は 2-エチルヘキシル) S-(トリシクロ[5.2.1.0'2,6]デカ-3-エン-8(or9)-イル) S-(tricyclo(5.2.1.0'2,6)deca-3-en-8(or9)-yl O-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) O-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl)phosphorodithioate	255881-94-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
202	[トリス(2-メトキシエトキシ)](ビニル)シラン tris(2-methoxyethoxy) vinylsilane	1067-53-4	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
203	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS) Per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)	–	意図的添加 ただし、表1の「PFOS／PFOS 類縁化合物」、「PFOA、その塩および PFOA関連化合物」、「C9-C14 PFCAs、その塩および C9-C14 PFCAs 関連物質」、「PFHxS、その塩、及び PFHxS関連物質」の含有禁止基準以外に適用	米国 有害物質規制法(TSCA)等
204	N-メチロールアクリルアマイド N-(hydroxymethyl)acrylamide	924-42-5	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
205	1,2-ビス（2,4,6-トリブロモフェノキシ）エタン 1,1'-[ethane-1,2-diylbisoxy]bis[2,4,6-tribromobenzene	37853-59-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
206	2,2′-ビス（4′-ヒドロキシ-3′,5′-ジブロモフェニル）プ ロパン （TBBPA） 2,2',6,6'-tetrabromo-4,4'-isopropylidenediphenol (TBBPA)	79-94-7	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
207	4,4′-スルホニルジフェノール（ビスフェノール S 4,4'-sulphonyldiphenol (Bisphenol S)	80-09-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告 ただし、表 1 に示す 4,4′-スルホニルジフェノール（ビスフェノール S）の含有禁止基準 以外に適用	REACH 規則「認可対象候補物質」

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	主な引用法律
208	ビス（ジオキソホウ酸）バリウム Barium diboron tetraoxide	13701-59-2	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
209	その個々の異性体及び/又はその組み合わせのすべ てを包含するビス(2-エチルヘキシル)=テトラブロモフタ ラート Bis(2-ethylhexyl) tetrabromophthalate covering any of the individual isomers and/or combinations thereof	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
210	イソブチル=4-ヒドロキシベンゾアート Isobutyl 4-hydroxybenzoate	4247-02-3	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
211	メラミン Melamine	108-78-1	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
212	ペルフルオロヘプタン酸とその塩 Perfluoroheptanoic acid and its salts	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
213	2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプ タフルオロプロパン-2-イル)モルホリンと 2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロプロ ピル)モルホリンを構成要素とする物質 reaction mass of 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4- (1,1,1,2,3,3,3-heptafluoropropan-2-yl)morpholine and 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(heptafluoropropyl)morpholine	–	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
214	4,4'-ジクロロジフェニルスルホン bis(4-chlorophenyl) sulphone	80-07-9	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」
215	ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド diphenyl(2,4,6-trimethylbenzoyl)phosphine oxide	75980-60-8	構成成形品質量における含有率が1000ppm を超える場合、含有量を報告	REACH 規則「認可対象候補物質」

【表2に関する注釈】

1) 管理報告内容
   - 納入品および包装材が、表2 記載の「対象となる条件」に該当するかどうかを把握・管理し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告する。
2) 含有率算出の考え方について
   - 本項目において、含有率算出の分母は構成成形品の質量とする。含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。

3．含有管理物質

表 3 ：含有管理物質

No	物質名（英語名を正式とする）	CAS No.	対象となる条件	備考
001	臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外) Brominated flame retardants (other than PBBs, PBDEs, HBCDDs)	–	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質： 表 3a
002	ポリ塩化ビニル (PVC) Polyvinyl Chloride (PVC)	–	意図的に添加されている場合、当該物質を含有する素材質量を管理	
003	発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)	–	意図的に添加されている場合、含有量を管理 ただし表 1 054 項に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	詳細物質： 注釈3
004	難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質(PBTs)、 非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質(vPvBs)	–	意図的に添加されている場合、含有量を管理	詳細物質： 注釈4

【表 3 に関する注釈】

1) 記録管理内容
- 納入品が表 3 記載の「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理する。

2) 含有率算出の考え方について
- 本項目において、含有率算出の分母は対象物品の総質量とする。
- 複合物質または材料の場合には、次の物を素材とする。
  - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
  - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
    例）塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態、樹脂ポリマーは、成形後の状態
    ガラス及びセラミックの成形後の状態
  - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
  - 包装材の場合には、段ボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

3) 発癌性物質(Carc.)、変異原性物質(Muta.)、生殖毒性物質(Repr.)(CMRs)とは、以下の URL に示す REGULATION (EC) No 1272/2008 ANNEX VI Table 3.1, Table 3.2 及び COMMISSION REGULATION (EU) No 605/2014 Annex III(1)(2)において Carc. 1A/1B, Muta. 1A/1B, Repr. 1A/1B 及び Carc. Cat. 1,2、Muta. Cat. 1,2、Repr. Cat. 1,2 に分類される物質を対象とする。

REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008 ANNEX VI Table 3.1, Table 3.2
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1550794756233&uri=CELEX:32008R1272
【外部リンク】
COMMISSION REGULATION (EU) No 605/2014 of 5 June 2014 Annex III(1)(2)
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014R0605
【外部リンク】

4) 難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質(PBTs)、非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質(vPvBs)とは、REACH規則の第57条が規定する条件を満たした物質を対象とする。

表 3a：臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)（英語名を正式とする）		**CAS No.**
ISO1043-4 コード番号 FR(14)[脂肪族/脂環式臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(14) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds]	–
ISO1043-4 コード番号 FR(15)[脂肪族/脂環式臭素化化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(15) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds in combination with antimony compounds]	–
ISO1043-4 コード番号 FR(16)[芳香族臭素化化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(16) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls]	–
ISO1043-4 コード番号 FR(17)[芳香族臭素化化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(17) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls in combination with antimony compounds]	–
ISO1043-4 コード番号 FR(22)[脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(22) [Aliphatic/alicyclic chlorinated and brominated compounds]	–
ISO1043-4 コード番号FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(42) [Brominated organic phosphorus compounds]	–
ポリ(2, 6-ジブロモフェニレンオキシド)	Poly(2,6-dibromo-phenylene oxide)	69882-11-7
テトラデカブロモ-P-ジフェノキシベンゼン	Tetra-decabromo-diphenoxy-benzene	58965-66-5
1,2-ビス(2,4,6-トリブロモフェノキシ)エタン	1,2-Bis(2,4,6-tribromo-phenoxy)ethane	37853-59-1
3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノールA (TBBA)	3,5,3',5'-Tetrabromo-bisphenol A (TBBA)	79-94-7
TBBA (構造特定せず)	TBBA, unspecified	30496-13-0
TBBA (エピクロロヒドリンオリゴマー)	TBBA-epichlorhydrin oligomer	40039-93-8
TBBA (TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	TBBA-TBBA-diglycidyl-ether oligomer	70682-74-5
TBBA (炭酸オリゴマー)	TBBA carbonate oligomer	28906-13-0
TBBA 炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップト	TBBA carbonate oligomer, phenoxy end capped	94334-64-2
TBBA 炭酸オリゴマー、2,4,6-トリブロモフェノールターミネイティド	TBBA carbonate oligomer, 2,4,6-tribromo-phenol terminated	71342-77-3
TBBA ビスフェノールA ホスゲンポリマー	TBBA-bisphenol A-phosgene polymer	32844-27-2
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップト	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	139638-58-7
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップト	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	135229-48-0
TBBA-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBA-(2,3-dibromo-propyl-ether)	21850-44-2
TBBA ビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	TBBA bis-(2-hydroxy-ethyl-ether)	4162-45-2
TBBA ビス(アリルエーテル)	TBBA-bis-(allyl-ether)	25327-89-3
TBBA ジメチルエーテル	TBBA-dimethyl-ether	37853-61-5
テトラブロモビスフェノール S	Tetrabromo-bisphenol S	39635-79-5
TBBS ビス-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBS-bis-(2,3-dibromo-propyl-ether)	42757-55-1
2,4-ジブロモフェノール	2,4-Dibromo-phenol	615-58-7
2,4,6-トリブロモフェノール	2,4,6-Tribromo-phenol	118-79-6
ペンタブロモフェノール	Pentabromo-phenol	608-71-9

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)（英語名を正式とする）		CAS No.
2,4,6-トリブロモフェニルアリルエーテル	2,4,6-Tribromo-phenyl-allyl-ether	3278-89-5
トリブロモフェニルアリルエーテル (構造特定せず)	Tribromo-phenyl-allyl-ether, unspecified	26762-91-4
テトラブロモフタル酸ジメチル	Bis(methyl)tetrabromo-phthalate	55481-60-2
テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	Bis(2-ethylhexyl)tetrabromo-phthalate	26040-51-7
2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラブロモフタレート	2-Hydroxy-propyl-2-(2-hydroxy-ethyl)-ethyl-TBP	20566-35-2
TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	TBPA, glycol-and propylene-oxide esters	75790-69-1
N,N'-エチレン-ビス-(テトラブロモ-フタルイミド)	N,N'-Ethylene-bis-(tetrabromo-phthalimide)	32588-76-4
エチレン-ビス(5,6-ジブロモノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	Ethylene-bis(5,6-dibromo-norbornane-2,3-dicarboximide)	52907-07-0
2,3-ジブロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	2,3-Dibromo-2-butene-1,4-diol	3234-02-4
ジブロモネオペンチルグリコール	Dibromo-neopentyl-glycol	3296-90-0
2,3-ジブロモプロパノール	Dibromo-propanol	96-13-9
トリブロモ-ネオペンチルアルコール	Tribromo-neopentyl-alcohol	36483-57-5
ポリトリブロモスチレン	Poly tribromo-styrene	57137-10-7
トリブロモスチレン	Tribromo-styrene	61368-34-1
ジブロモ-スチレン、PP グラフティド	Dibromo-styrene grafted PP	171091-06-8
ポリジブロモスチレン	Poly-dibromo-styrene	31780-26-4
ブロモ/クロロパラフィン類	Bromo-/Chloro-paraffins	68955-41-9
ブロモ/クロロアルファオレフィン	Bromo-/Chloro-alpha-olefin	82600-56-4
ブロモエチレン	Vinylbromide	593-60-2
トリス(2,3-ジブロモプロピル)イソシアヌル酸	Tris-(2,3-dibromo-propyl)-isocyanurate	52434-90-9
トリス(2,4-ジブロモフェニル)フォスフェート	Tris(2,4-dibromo-phenyl) phosphate	49690-63-3
トリス(トリブロモ-ネオペンチル)フォスフェート	Tris(tribromo-neopentyl) phosphate	19186-97-1
塩素化、臭素化リン酸エステル	Chlorinated and brominated phosphate ester	125997-20-8
ペンタブロモトルエン	Pentabromo-toluene	87-83-2
ペンタブロモベンジルブロミド	Pentabromo-benzyl bromide	38521-51-6
臭素化 1,3-ブタジエンホモポリマー	1,3-Butadiene homopolymer, brominated	68441-46-3
ペンタブロモベンジルアクリレートモノマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, monomer	59447-55-1
ペンタブロモベンジルアクリレートポリマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, polymer	59447-57-3
デカブロモジフェニルエタン	Decabromo-diphenyl-ethane	84852-53-9
トリブロモビスフェニルマレインイミド	Tribromo-bisphenyl-maleinimide	59789-51-4
臭素化トリメチルフェニルリンデン	Brominated trimethylphenyl-lindane	–
その他の臭素系難燃剤	Other Brominated Flame Retardants	–
テトラブロモシクロオクタン	Tetrabromo-cyclo-octane	31454-48-5
1,2-ジブロモ-4-(1,2-ジブロモメチル)シクロヘキサン	1,2-Dibromo-4-(1,2-dibromo-methyl)-cyclo-hexane	3322-93-8
TBPA Na ソルト	TBPA Na salt	25357-79-3
テトラブロモフタル酸無水物	Tetrabromo phthalic-anhydride	632-79-1
オクタブロモ－1,1,3-トリメチル-1-フェニルインダン (FR-1808)	Octabromo-1,1,3-trimethyl-1-phenylindane (FR-1808)	155613-93-7

４．製造時使用禁止物質

表４：製造時使用禁止物質

製造時使用禁止物質	備考
表 1b に示すオゾン層破壊物質	・下記用途で使用される場合を除く －分析・測定及び商品開発などの直接の製造工程以外に使用される場合 －冷凍機・空調機に使用される場合 ・下記物質を対象物質から除く －表 1b 注釈 1 記載の物質： ・HCFC類* ・特定ハロン類のハロン-1202 ・ブロモエタン(臭化エチル) ・1-ブロモプロパン(臭化nプロピル) ・トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル) ・クロロメタン(塩化メチル) *HCFC類を使用する場合は、排出が極力無いようにし、使用量の削減に努めること。

【改訂履歴】

2023年06月30日	(第 0.1版)	新規作成
2023年07月14日	(第 1 版)	制定
2023年11月10日	(第 2 版)	含有禁止物質に 1 物質追加　No.61(表1) 含有報告物質に 11 物質追加　No.205~215(表２)

【お問い合わせ先】

FICT株式会社
GSC本部　購買部　購買担当
Email：fict-koubai-CSR@fict-g.com

【本リストの入手先】

https://www.fict-g.com/sustainability/supplychain/

FICT

The Future is Interconnected